

農業委員会だより

第 148 号
<https://www.city.chiba.jp/nogyo/dayori.html>



神谷俊一市長に意見書を提出しました。

農業委員会は、令和6年7月23日、神谷市長に「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」を提出しました。農業が抱える問題を解決し、農業者が将来を見据え、持続的な農業に取り組んでいくために「農業の成長産業化」、「農業者の所得向上」などについて、市が取り組む必要性を述べ、特段の措置を講じる要望を行いました。

意見書の概要

主なものを抜粋しています。意見書の全文は千葉市農業委員会ホームページに掲載しています。

1 農地等の利用の最適化の推進施策について

- (1) 遊休農地の発生防止・解消に関すること
 - ① 農地中間管理事業の制度周知と事業の促進
 - ② 耕作可能な農地へ復元するための支援や保土管理の取組みの推進
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に関すること
 - ① 「地域計画」策定の推進とその後の進捗管理
 - ② 農地中間管理事業の活用
 - ③ 経営効率向上に資する農業基盤整備事業の推進
 - ④ 農地銀行補助制度を活用した農地の出し手に対する支援
- (3) 新規参入の促進に関すること
 - ① 農業法人の参入促進と市内農業者の育成・支援強化
 - ② 県農業大学校などと連携した新規就農者の確保策の強化
 - ③ 新規就農研修の充実と積極的な農地情報の提供
 - ④ 新規就農者への営業指導の充実・強化
 - ⑤ 女性農業者の新規参入の促進

2 農業経営の充実に資する施策等について

- (1) 農業競争力の強化、地産地消の推進に関すること
 - ① スマート農業の導入の推進
 - ② 高収益な施設栽培や環境に配慮した生産の推進
 - ③ 農畜産物の高付加価値化の推進とブランド化の支援
 - ④ 消費者に対する新鮮な農畜産物の価値を広く知らせること
- (2) その他、農業者への支援施策に関すること
 - ① 小規模農家や高齢の農業者のための安定した農業経営の支援
 - ② 多様なツールを用いた求人やマッチング支援の推進
 - ③ 農福連携の促進
 - ④ 農政センターの機能強化と敷地内の有効活用の検討
 - ⑤ 有害鳥獣対策の強化
 - ⑥ 台風等の自然災害による農作物の被害に対し、関係機関との連携、必要な支援
 - ⑦ 農業生産コストの増加に対応した持続的な農業の推進

【問い合わせ】 農業委員会事務局農地活用班 ☎043-245-5769

vol. 148
主な内容

- P.1 神谷俊一市長に意見書を提出しました
- P.2 がんばっている農家のご紹介
- P.3 千葉市食のブランド「千」の認定申請の募集を開始
- P.4 今年も農地の利用状況調査を実施します
- P.4 収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを
- P.4 生産緑地の新規・追加指定をしませんか

- P.5 利用権設定事業が終了します
- P.5 農地銀行に農地を登録しませんか
- P.5 農地の売買や転用～許可申請はお早めに～
- P.6 農地・農業に関する無料法律相談を行っています
- P.6 「農福連携全国フォーラム2024 inちば」の開催について

がんばっている 農家のご紹介

若葉区多部田町で5年前に
新規就農を開始した千葉 康晴さん
(現 農地利用最適化推進委員)に
インタビューをしました。



四葉さゆうりは、中国華北系の品種で、とげがあるのが特徴です。食感がよく、美味しくいただきました。



千葉県民のソウルフード“おおまさり”です。一般的な落花生よりも大粒で、2倍近くの大さに成長します。秋頃に収穫でき、実の柔らかさと強い甘みの特徴です。



ニホンミツバチの養蜂箱です。木箱とケースの間にある小窓からたくさんのお蜂が顔を出していました。



どのような経緯で就農に至りましたか？



秋葉重雄
農業委員



千葉康晴さん

元々システムエンジニアをしていましたが、趣味の家庭菜園を仕事にしたいと思い、脱サラしました。妻や子どもたちに農作業を手伝ってもらいながら露地で農業経営しています。

作付け品目と販売先を教えてください。



伊原茂継
農業利用最適化推進委員

主な作付け品目は、おおまさり(落花生の一種)やズッキーニ、キクイモ、ビーツ(甜菜の一種)、きゅうりなどです。趣味が高じて60品目になりました。主な販売先は、“しょいか〜ご”や“わくわく広場”などの農産物直売所や、スーパーマーケットです。

就農して苦労したことはありますか？



農地探しに苦労しました。すぐに耕作可能な農地を借りることができなかったため、土地改良から始めました。特に道幅が狭く、トラックが入れない農地には苦戦しました。そのような中で、地元の住民の協力を得ながら経営面積を拡大していきました。また、新規就農した年に台風19号の被害を受け、畑の様子が様変わりしたのは衝撃を受けました。

農地利用最適化推進委員に応募した理由は何ですか？



新規就農を目指す人たちの力になりたいと思ったためです。また、農地の貸し借りの方法や補助金の支給要件が複雑であり、農家や土地持ち非農家の方々にわかりやすく伝えたいと思い始めました。

今後のビジョンはありますか？



最近、ニホンミツバチの養蜂を始めました。いずれ千葉市食のブランド「千」の認定を受けられるようになっていきたいと思っています。また、6次産業化にも興味があり、蜂蜜や落花生、さつまいもなどの味付けをしたソフトクリームを作りたいと思っています。

就農する方々へのメッセージはありますか？



農業を楽しんでください。私は、植え付けをしてその後の計画を立てている時や、栽培に失敗したときに次回どうすれば上手くいくかを考えている時が楽しいです。今でもたくさんの失敗をしています、「3割成功すればよい」と考えるようにしています。農業は工夫次第で改善できますので、チャレンジしがいがある職業だと思います。

農業委員会事務局 編集担当者より

インタビューに同行させていただきました！

千葉さんは就農を開始して5年とは思えないほど知識が豊富で学ぶことがたくさんありました。今後、千葉さんには、11月に県が主催する新規参入相談会にも参加していただく予定です。ご興味のある方はぜひ足をお運びください。

「千」の認定申請の募集を開始



千葉市食のブランド「千」とは

千葉市食のブランド「千」は、市・事業者・生産者・市民が一体となり、持続可能性を追求しながら千年後の豊かな千葉市を目指す食のブランドです。市内農産物・加工食品・食関連サービスと千葉市の食全般を対象にし、優れた地域産品であると同時に社会課題の解決に取り組む生産者などが作る商品・サービスを「千」として認定します。



「千」の認定メリット

認定品PR

千葉市の食のイメージ向上のため、認定品を「市を代表する商品・サービス」としてPRします。



認定品カタログ



認定品を使用した料理教室
(市長によるトップセールス)

催事出店

大型商業施設等での催事出店を年複数回実施しており、出店の機会をご提供します。



イオンスタイル鎌取 千葉市フェア 8/29～9/1開催

販路拡大

地域の事業者様協力のもと、地域ブランドとしては珍しく、常設売場を設けて頂いています。



オンラインマーケットの「千」認定品特設コーナー

認定品の募集

① 認定の対象

- ① 千葉市産農林水産物
- ② 千葉県産農林水産物を原材料とする加工食品
- ③ ①又は②を活用した食関連サービス

② 主な申請要件

- ① 生産・製造・開発・加工の拠点が千葉市内にある者、またはサービスの提供拠点が千葉市内にある者
- ② 申請する市産品等の取り扱いに必要な許可、免許、登録、届出等を取得している者

③ 認定基準

以下の基準に則り、審査を実施します。
合否は外部審査委員により総合的に判断します。

審査項目	内容
地域特性	▶ 千葉市の地域特性(歴史・風土・文化・環境・原材料等)を活かしたものであること。
独自性・優位性	▶ 生産・製造技術、原材料、利用資材、サービスの提供方法等において、生産者・事業者のこだわりが認められるものであること。 ▶ 品質、食味、機能や価値等の面で、他類似品・サービスとの差別化が図られていること。
信頼性・安全性	▶ 衛生管理など安全性を高める生産・加工を実施していること。 ▶ 適正な表示がなされていること。
持続可能性	▶ 商品・サービスを通じた取り組みがSDGs(持続可能な開発目標)の目標達成の観点を取り入れ、環境や社会の持続可能性に貢献していること。 ▶ 商品・サービスを将来にわたり持続的に提供・拡大できる体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、その供給時期において、体制を整えている、又はその予定があること。
地域への貢献度	▶ 千葉市のイメージ向上・郷土愛の創出へ寄与するものであること。 ▶ 地域における社会課題に対応した取り組みを行っていること。 ▶ 持続可能な地域経済に貢献する取り組みを行っていること。

申請方法

① 申請期間

令和6年8月1日(木)～9月30日(月)

② 申請方法

「千葉市食のブランド「千」認定申請書」に必要書類を添えて、千葉市食のブランド「千」認定事務局にご提出下さい。

申請方法の詳細は、千葉市HPをご覧ください。



【告知】千葉市フェアを開催します!

8月29日(木)～9月1日(日)に、イオンスタイル鎌取で千葉市フェアを開催します。1階食品売り場では、地場の農畜産物や加工食品、千葉市食のブランド「千」認定品を販売するほか、2階イベントスペースで各種催事イベントのほか、ご当地キャラクターとのふれあい撮影会も実施いたしますので、ぜひお越しください。



<会場>

イオンスタイル鎌取(緑区おゆみ野3-16-1)
JR外房線 鎌取駅 南口よりすぐ

お問い合わせ先

● 認定制度や申請について

公益財団法人流通経済研究所
担当：吉間・梅村・角頼・木目田
TEL：03-5213-4534
Mail：chibacity_branding@dei.or.jp

● 千葉市食のブランド「千」について

千葉市農政課流通支援班
担当：佐古・佐野・小野澤
TEL：043-245-5758
Mail：foodbrand@city.chiba.lg.jp

今年も農地の利用状況調査を実施します

農業委員会は、農地法の規定に基づき、遊休農地の発生防止と実態把握のため、今年も農地の利用状況の現地調査を行っています。

調査の結果、遊休農地と判断された農地については、農地利用意向調査を実施します。この調査は、遊休農地の所有者に対して、当該農地の今後の利用計画をお聞きするもので、自ら利用する意向がない場合は、県の農地中間管理事業や担い手農家への貸付け等を検討していただくこととなります。

また、すでに森林の様相を呈する等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれず「農地」に該当しないと判断した場合は、非農地決定し、土地の所有者、法務局、課税管理課等にその旨をお知らせします。

農地の利用状況調査、遊休農地対策に引き続きご理解とご協力をお願いします。併せて、この機会に作付け、耕耘、草刈りなど、農地管理の徹底をお願いします。



問い合わせ

農業委員会事務局農地指導班

☎ 043-245-5768

収入保険への加入で農業経営リスクへの備えを

農業経営収入保険は、すべての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

(ご加入について)

- ・青色申告を行っている農業の方が加入できます。
- ・加入申し込みは、個人の方は12月末、法人の方は事業開始年度の前月までです。

県からのお知らせ

令和4年度～令和6年度までに収入保険に新規加入する千葉県民の方は、2万円を上限に初年度保険料の補助を受けられます。(県補助金「千葉県収入保険加入推進事業」)

農業用ハウスをお持ちの方は園芸施設共済に併せて加入しましょう

園芸施設共済は自然災害等による農業用ハウスの損害を補償します。

収入保険及び園芸施設共済の加入要件等、詳しくは千葉県農業共済組合HPをご覧ください。

問い合わせ先

千葉県農業共済組合 けいよう支所千葉センター
☎ 043-232-3722

千葉県農業
共済組合



千葉県収入保険
加入推進事業



生産緑地の新規・追加指定をしませんか？

生産緑地の指定を受けていない市街化区域内的の農地について、指定の申出を受け付けています。生産緑地は、固定資産税や相続税などの優遇措置を受けることができますが、30年間は農地として適正な管理が必要です。

生産緑地の指定を受けるには、次の要件が必要です。

- ① 現在、農地として適正に管理されていること。
- ② 市街化区域内的の農地で面積が一団で300㎡以上であること。
 - ・単独もしくは組み合わせで、一団で300㎡以上の土地であること。
 - ・幅員が6m以下の道路等で分断されていても一団と認められます。
- ③ 農業の継続が可能であること。

生産緑地の指定を希望される方は、事前相談を随時受け付けています。

問い合わせ

都市計画課 土地利用班 ☎ 043-245-5349



利用権設定事業が終了します

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末日をもって利用権設定事業が廃止され、同事業により農地の貸借・売買を行うことができなくなります。※

以降、農地の貸借等を行う際は、農地中間管理事業や農地法によりお手続きいただくこととなります。各手続きの詳細については、以下担当までお問い合わせください。

※1 地域計画を策定した地域内にある農地については、地域計画の公告日以降、上記の期日前であっても、利用権設定事業による農地の貸借等を行うことはできません。

※2 上記の期日までに成立した利用権設定事業による貸借については、貸借期間満了まで引き続き有効です。更新の際、農地中間管理事業等による貸借に切り替えていただくこととなります。当事者双方で、今後の貸借方法についてご相談ください。

問い合わせ

農地中間管理事業による貸借に関すること ▶ 農地保全班 ☎ 043-245-5759
 農地法による貸借・売買に関すること ▶▶▶ 農地審査班 ☎ 043-245-5767
▶▶▶ FAX(共通) 043-245-5884

農地銀行に農地を登録しませんか

農地銀行は「農地を貸したい・売りたい」の情報を登録し農業委員会が仲介する制度です。複数の方が所有する登録農地がまとまって1ヘクタール以上となり、農業法人又は認定農業者に貸付又は売却された場合に、1ヘクタールあたり50～100万円の協力金を交付します。



問い合わせ

農地保全班 ☎ 043-245-5759 FAX 043-245-5884

農地の売買や転用

許可申請はお早めに

審査日程表 9月から12月	
審査日程	転用許可・耕作目的の売買等許可申請受付期間
9月12日 (木)	8月21日 (水) ~ 8月23日 (金)
10月15日 (火)	9月24日 (火) ~ 9月25日 (水)
11月14日 (木)	10月21日 (月) ~ 10月25日 (金)
12月13日 (金)	11月21日 (木) ~ 11月25日 (月)

農地を耕作目的で売買・貸し借りする場合や市街化調整区域の農地を農地以外に用途変更する場合は、農業委員会または知事の許可が必要です。

許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用となります。また、農地を埋立し盛土をする場合にも、農業委員会への届出、または一時転用の許可が必要です。

なお、市街化区域の農地転用届出についての受理通知書は、受付日の翌日午後3時以降（受付日が休日の前日の場合は翌開庁日）に交付します。

問い合わせ

農業委員会事務局農地審査班 ☎ 043-245-5767

農地・農業に関する

無料法律相談

を行っています!



千葉市在住の個人で、農地・農業に関する法律上の問題（相続・売買・賃貸借など）でお悩みの方を対象に、弁護士・司法書士（千葉市農業委員会農業委員）が面談で応じます。（費用無料）

相談日

令和6年 9月13日(金)・10月16日(水)・11月15日(金)・12月16日(月)

時間	午後1時30分～午後4時30分（相談時間 1人50分（定員3人））
場所	千葉市役所高層棟7階 農業委員会会議室
申込方法	電話での予約制です。千葉市農業委員会事務局
その他	・相談時に、参考資料と経緯等を簡単にまとめたメモをお持ちください。 ・裁判所で訴訟・調停中のものについては受け付けません。

問い合わせ

農業委員会事務局 農地審査班 ☎ 043-245-5767

「農福連携全国フォーラム2024inちば」の開催について

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。農福連携の全国的な拡大を目指すイベントが、今年度は千葉県で開催されます。

11月2日(土)

フォーラム @千葉銀行本店(千葉市中央区千葉港1-2)
農福マルシェ @千葉銀行本店前の国道上部空間
情報交換会 @三井ガーデンホテル千葉(千葉市中央区中央1-11-1)

3日(日)

スタディツアー@特定非営利活動法人一粒舎(木更津市真理谷4832)
農福マルシェ @千葉銀行本店前の国道上部空間

(主催) 一般社団法人日本農福連携協会 TEL : 03-6272-8839 E-mail : info@noufuku.or.jp

編集後記

近年、農業を取り巻く環境は、異常気象や鳥獣被害、資材高騰など厳しい状況です。このような中でも直売所やスーパーにはしっかりと野菜や果物が並んでいます。この背景には、農家の方々の努力や工夫があるのだということ強く感じます。

農業委員会だよりでは、今後も農業委員会の活動や農家の方々に役立つ情報を提供できるように取り組んでいきます。

まだまだ暑い日は続きますが、農家の皆様には体調に留意しながら農作業をしていただきたいと思います。(編集委員：Y.S)



農業委員会だよりの情報は
こちらから



千葉市 農業委員会だより

千葉開府 Road to 900
since 1126